

## 吉賀町地域応援振興券交付事業に係る特定事業者募集要領

### 1. 趣旨

この要領は、吉賀町地域応援振興券交付事業に係る特定事業者を募集するため必要な事項について定める。

### 2. 事業の概要

- (1) 振興券の名称：よしか応援振興券
- (2) 発行者：吉賀町
- (3) 交付額：10,000円（券面額1,000円×10枚綴）
- (4) 使用期間：令和8年3月1日（日）～令和8年8月31日（月）

### 3. 特定事業者の募集受付期間

令和7年12月22日（月）～令和8年1月30日（金）

### 4. 応募要件

- (1) 町内において事業所、店舗等を有し、町内の店舗等に限り振興券を使用可能とすることができる事業者であること。
- (2) 業種は問わない。
- (3) 各種関係法令等を遵守し事業を行っていること。
- (4) 代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

### 5. 振興券の使用制限

振興券は、次の物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

- (1) 国税、地方税、使用料等の租税公課
- (2) 金券、商品券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等換金性の高いもの
- (3) 不動産や金融商品
- (4) たばこ
- (5) 現金（電子マネーを含む。）との引き換え
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2

条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

- (7) その他町長が適当でないと認めるもの

#### 6. 振興券の換金

- (1) 取引済振興券は、裏面に特定事業者登録番号、事業者（店舗）名のいずれか記載のうえ、「吉賀町地域応援振興券換金請求書」と併せて提出するものとする。
- (2) 換金の請求は、振興券の使用開始日から令和8年9月30日（水）まで受け付けるものとする。換金期限を過ぎてからの換金請求には応じられないものとする。
- (3) 請求書を受理したときは、速やかに内容を審査し、その内容が適当と認められるときは、隨時特定事業者の指定する口座に振り込むものとする。

#### 7. 振興券取扱厳守事項

- (1) 振興券額面以下の使用であっても、釣り銭の対応は行わないこと。
- (2) 使用期間を過ぎた振興券は受け取らないこと。また、当該振興券については換金対象外とする。
- (3) 振興券の盗難、紛失、滅失等に対し、町は一切の責任を負わないこととする。

#### 8. 特定事業者の責務

- (1) 特定取引において振興券の受け取りを拒んではならない。
- (2) 振興券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない。

#### 9. 特定事業者の登録方法

- (1) 特定事業者の登録を希望する事業者は「吉賀町地域応援振興券特定事業者登録申込書」に必要事項を記入し、吉賀町産業課に店舗ごとに提出し、町長の承認を得るものとする。特定事業者登録料は無料とする。
- (2) 町長は、承認した事業者へ「特定事業者登録証明書」を発行する。

#### 10. 特定事業者の登録取り消し

町長は、特定事業者による本要領に反する行為が認められる場合には、換金の停止及び特定事業者の登録の取り消しができるものとする。

## 1 1. 登録特定事業者の周知方法

- (1) 振興券交付時に特定事業者の一覧を同封
- (2) 町ホームページへの掲載
- (3) その他